

2023年9月12日  
中国電力ネットワーク株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することいたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1(燃料費調整額の算定) (2)口(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
低圧で供給を受ける場合	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき	67.97	6.18
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ	81.21	7.38
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ	2.19	0.20
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	2.19	0.20
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	21.91	1.99
1キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	21.91	1.99
3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合	11.52	1.05
1日につき		
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.76	0.52
契約電力1キロワットの場合1日につき	11.51	1.05
契約電力2キロワットの場合1日につき	23.02	2.09
契約電力3キロワットの場合1日につき	34.53	3.14
契約電力4キロワットの場合1日につき	46.05	4.19
契約電力5キロワットの場合1日につき	57.56	5.23
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20.73	1.88
深夜電力A		
1契約につき	350.00	31.82

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	3.50	0.32
上記以外		
1キロワット時につき	3.50	0.32
高压で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(2) 別表2(基準単価)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(1) 定額制供給の場合	円	円
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき 50ワットまでごとに	4.123	0.375
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	2.463	0.224

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0. 066	0. 006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0. 133	0. 012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0. 133	0. 012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1. 329	0. 121
1キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	1. 329	0. 121
3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに		
ハ 臨時電力		
契約電力 1キロワット 1日につき	1. 397	0. 127
ニ 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0. 349	0. 032
1キロワット	0. 699	0. 064
2キロワット	1. 397	0. 127
3キロワット	2. 094	0. 190
4キロワット	2. 793	0. 254
5キロワット	3. 491	0. 317
ホ 農事用電力C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1キロワット 1日につき	2. 515	0. 229
ヘ 深夜電力A		
1契約につき	21. 230	1. 930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(2) 従量制供給の場合	円	円
イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	3.185	0.290
上記をこえる1キロワット時につき	0.212	0.019
ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外 1キロワット時につき	0.212	0.019
ハ 高圧で供給を受ける場合 1キロワット時につき	0.205	0.019